

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
お休み)  
(翌日の  
発行)

## 目次

◇ 告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)

国民健康保険薬剤師の登録の消除の請求(〃)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(〃)

土地改良区の合併の認可(農村整備課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(四件)(〃)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 雑 報 理容師試験等の平成三年度第一回学科試験の実施(衛生課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二百二十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
岡空医院	米子市桃町一丁目二五	平成三年一月一日
医療法人社団矢島医院	境港市新屋町一三二九一	〃
あすか薬局	西伯郡岸本町吉長五八一	平成三年一月五日

### 鳥取県告示第二百二十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十七条第二項の規定に基づき、国民健康保険薬剤師の登録の消除の請求があつたので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康

保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	消 除 の 年 月 日
藤 井 武 雄	鳥国薬第六八号	平成三年一月十一日

鳥取県告示第百二十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人三好医院	倉吉市河原町一八〇九	平成二年十二月二十五日

鳥取医療生協勝部診療所

一 気高郡青谷町大字紙屋六一四

”

麻木クリニック

一 鳥取市松並町二丁目五〇二一

平成三年一月二十日

鳥取県告示第百三十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
三好医院	倉吉市河原町一八〇九	平成三年一月二日

鳥取県告示第百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定に基づき、平成二年十二月十四日付けで赤碕町土地改良区理事長長谷本伊勢雄から申請のあった赤碕町土地改良区、安田土地改良区及び以西土地改良

区の合併については、平成三年二月六日認可したので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 合併により定款を変更し、存続する土地改良区

赤碓町土地改良区

二 合併により解散する土地改良区

安田土地改良区及び以西土地改良区

鳥取県告示第百三十二号

智頭町が行う土地改良事業に係る岩神地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十三号

青谷町が行う土地改良事業に係る絹見地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十四号

三朝町が行う土地改良事業に係る助谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十五号

江府町が行う土地改良事業に係る栗尾地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

# 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年二月十二日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類					型	式	製造業者名
ぱちんこ遊技機					ビッグスターII		株式会社三洋物産
					ニューメタルバード		
					アマゾンIII		
					サーカスII		
					スーパースリー		

# 雑 報

回胴式遊技機				
ルーキーデジロイド				株式会社ソフィア
ニューピンボールP-11				
ニューコスモウォーカーP-11				
ストロングα-1			株式会社平和	
ワンワンセブンS-1			株式会社三星	
セブンボンバー				株式会社バルテック

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第一項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第一項の規定による美容師試験の平成三年度第一回学科試験を次のとおり実施する。

平成三年二月十二日

財団法人理容師、美容師試験センター理事長 柳 瀬 孝 吉

- 一 試験期日 平成三年四月二十一日（日）
- 二 試験会場 倉吉市山根五二九―二

## 鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室

## 三 受験手続

## 1 受験願書提出先

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部（持参又は郵送による。）

## 2 受験願書受付期間

平成三年三月二十五日（月）から同月二十九日（金）までの午前十時から午後四時まで（郵送の場合は、三月二十九日（金）までの消印のあるものに限る。）

## 3 受験手数料

九千円を所定の方法により納付すること。

## 四 その他

## 1 受験願書等配付場所

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部

## 2 受験願書等配付期間

平成三年二月二十日（水）から同年三月二十日（水）までの期間の午前九時から午後五時まで。ただし、この期間の土曜日及び日曜日を除く。

## 3 問合せ先

〒六八〇 鳥取市弥生町三〇二一二

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部

（電話〇八五七―二九一六〇八六）